

契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
千里高等学校	<p>1 公開見積合せの不調後に行った下記の契約について、契約書の作成が必要であったにもかかわらず、請書を受領し、契約書の作成を省略していた。</p> <table border="1" data-bbox="546 562 988 705"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パソコンの購入</td> <td>1,599,510円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 契約を締結する場合、契約保証金を徴収することが原則であり、大阪府財務規則第68条各号のいずれかに該当する場合には免除することができるが、契約保証金の徴収も契約保証金免除の手続も、いずれも行われていなかった。</p>	契約名称	契約金額	パソコンの購入	1,599,510円	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>  (契約書の作成)  <b>第64条</b> 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。  一から十三まで (以下略)  (契約書の省略)  <b>第65条</b> 契約担当者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。  一 一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により、契約金額が<b>150万円</b>を超えない契約を締結しようとするとき。  二 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。  三 せり売りに付するとき。  四 前3号に掲げる場合のほか、契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がないと認めるとき。  (契約保証金の免除)  <b>第68条</b> 契約担当者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。  一から六まで (以下略)</p> <p><b>【令和3年10月1日付け改正前の大阪府財務規則の運用】</b>  <b>第64条関係</b>  府が契約を締結しようとするときは、原則として契約書を作成しなければならない。(以下略)  <b>第65条関係</b>  規則第65条第4号に規定する「契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がないと認めるとき」とは、おおむね次のような場合である。  (1) 物品を購入する場合において、即納されるとき。  (2) 国、他の地方公共団体、その他公共的団体と契約を締結しようとするとき。  (3) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等の公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。</p>	<p>検出事項について、原因は契約書の作成及び契約保証金の取扱いの確認を怠ったことにある。</p> <p>再発防止に向けて、事務室内で、大阪府財務規則とその運用の内容について周知するとともに、契約時はその契約の取扱いについて複数人で確認することとし、チェック体制の強化を図った。</p> <p>今後は、大阪府財務規則及びその運用に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
契約名称	契約金額						
パソコンの購入	1,599,510円						

		<p>(4) あらかじめ価格が定まっている物品、会場等の購入又は賃借並びに鑑定、評価等の役務の提供の契約を締結しようとするとき。</p> <p>(5) 第78条関係第3項に規定する公開見積合せの結果に基づき、物品の購入の契約を締結しようとするとき。</p>	
--	--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年5月31日）